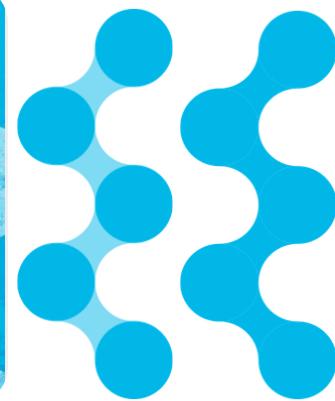


# 高梁川流域圏企業間連携 ビジネス実証実験事業費補助金



高梁川流域圏における新ビジネスの創発や地域課題の解決に資する優れたアイデアの事業化を支援するため、流域の事業者が連携して行う実証実験への経費の一部を支援します。

## 補助の対象者

### 高梁川流域圏内に事業所がある法人

(倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市の10市町)  
※実証実験を適正、確実かつ安全に実施できる組織、技術、管理能力がある方

## 補助の上限額

**200万円** 【補助率】補助対象経費の3分の2

## 補助対象事業

※次のすべて満たす実証実験プロジェクト

- 流域圏内で実施するもの
- 流域圏内の事業者の技術、知識等を活用し、連携して実施するもの
- 流域圏内の新たな事業創出又は企業間取引の構築に資するもの
- 流域圏内の地域課題解決や、豊かで快適な生活の実現に資するもの

## 補助対象経費

※申請者が支払うものに限る。実証実験の連携事業者に支払うものは対象外。

- |  |  |
|--|--|
| ● <b>賃借料</b> （機械器具、工具器具等のレンタル）         | ● <b>備品購入費</b> （レンタルが困難な機械器具、工具器具等の購入） |
| ● <b>消耗品費</b> （単価が概ね税抜3万円未満の物品購入）      | ● <b>会場使用料</b> （実証実験を実施する会場等の使用料）      |
| ● <b>旅費</b> （実証実験にかかる国内公共交通機関の利用）      | ● <b>報償費</b> （外部の専門家やモニター協力者等への謝金）     |
| ● <b>広報費</b> （実証実験の広報PRに要する経費）         | ● <b>知的財産活用費</b> （他者の知的財産権を利用する際の経費）   |
| ● <b>外注費</b> （直接実施することが困難又は適当でないものに限る） | ● <b>通信運搬費</b> （通信費、郵便・運送料等）           |

- 書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、採択・不採択を決定します。
- **令和5年3月20日(月)**までに市への実績報告が必要です。

申請期限

**令和4年9月20日(火)必着**

詳細は、裏面をご覧ください

【問合せ先】 倉敷市文化産業局 商工労働部 商工課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640番地 TEL 086-426-3405

E-mail : cmind@city.kurashiki.okayama.jp

高梁川流域クロッシング



# 補助金交付の流れ

## 1. 倉敷市への事前相談

- 補助対象に該当するか、事前に市までご確認ください。
- 次のいずれかに該当する場合は、申請できませんのでご注意ください。

●同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者  
●市税又は町税を滞納している者  
●政治団体 ●宗教上の組織又は団体 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ●事業実施に当たり必要な許認可その他必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者 ●その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

## 2. 申請書の提出

※市商工課又は高梁川流域クロッシングのHPから様式をダウンロード

- 次の書類一式を作成・準備の上、市商工課まで郵送または窓口持参でご提出ください。

- 交付申請書（所定様式）
- 事業計画書（所定様式）
- 同意書兼誓約書（所定様式）
- 連携確認書（所定様式）
- 直近の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- 履歴事項全部証明書 ※発行日から3ヶ月以内
- 納税証明書（実証実験を主に行う事業所が所在する高梁川流域市町のもの）※発行日から3ヶ月以内
- 対象経費の見積書（写し可）

## 3. 交付決定～事業実施

- 書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行い、補助金交付・不交付を決定します。  
※書類審査を通過した方に、プレゼンテーション審査の日時などをお知らせします。
- 補助金交付決定を受けてから、補助事業に着手してください。
- 補助事業の内容を変更する場合、中止又は廃止する場合、予定の期間内に事業を完了できない又は事業の遂行が困難な場合は、すみやかに市までご連絡ください。

## 4. 実績報告書の提出

※市商工課又は高梁川流域クロッシングのHPから様式をダウンロード

- 補助事業及び補助対象経費の支払いが完了後、すみやかに実績報告書（所定様式）を作成し、市に提出してください。※最終提出期限は、令和5年3月20日(月)
  - ①実績報告書（所定様式）
  - ②実証実験を実施したことが分かる資料（事業報告書・写真等）
  - ③経費の支払い及び内訳を証する書類（請求書・領収書・振込明細・預金通帳の写し等）

## 5. 補助金の交付

※市商工課又は高梁川流域クロッシングのHPから様式をダウンロード

- 市が実施内容を精査し、補助金の交付及び金額を決定します。補助金額確定通知書を送付しますので、記載内容を確認の上、請求書（所定様式）を市に提出してください。
- 請求書受理後1週間程度で、指定口座に補助金が振り込まれます。